令和８年度東京都病児保育推進事業
ベビーシッターを利用した病児保育に係る検証事業のご案内

急な発熱等に際し、保護者の勤務等により家庭で保育を行うことが困難である未就学児（生後６か月未満児を除く）について、認定事業者によるベビーシッターの病児保育の利用料の一部を補助します。

利用対象者

次の要件をすべて満たす生後６か月から小学校入学前の児童の保護者が対象です。

１　児童および保護者が品川区内に住民登録があり、実際に居住していること。
（転出した場合は利用できません。）

２　保護者の勤務等により家庭で保育を行うことが困難であること。

３　利用する児童が次のアからウのいずれかに該当し、原則病児保育可能と診断されたこと。

ア　当面の症状の急変が認められないが病気の回復期に至らない児童

イ　病気の回復期の児童

ウ　その他体調不良の児童

利用できる時間

月曜日から金曜日までの午前８時から午後８時まで（年末年始、祝日は除く）

利用者負担額

	１時間当たり	１日の上限額
通常（１名体制）	400 円	2,000 円
障害児等の受入れ（２名体制）	400 円	2,000 円
代行受診（２名体制）	700 円	3,000 円

※基本保育料以外の入会金、保険料、交通費（一部補助有）等は利用者負担となります。

利用可能時間数　（年間）

・０～２歳児：５６時間（障害児、ひとり親家庭の児童は１１２時間）

・３～５歳児：２８時間（障害児、ひとり親家庭の児童は５６時間）

（年齢については令和８年４月１日現在の年齢です。）

利用できる事業者　（令和 8 年 11 月 1 日現在）

ご利用は以下の事業者のうち１事業者と契約してください（令和 8 年 11 月 1 日より年度途中での事業者の変更も可能となりました）。複数の事業者と契約することはできません。

指定事業者	連絡先
有限会社クールドロワ	03-6908-1869　平日午前９時～午後５時
ハニークローバー株式会社	050-5434-3429　平日午前８時～午後８時 日曜祝日午後２時～午後８時
株式会社ポピンズファミリーケア	03-3447-2292　平日午前９時～午後６時
株式会社Ｒａｐｏｐ	090-4241-1027　平日午前９時～午後６時
ル・アンジェ株式会社	03-3477-1287　平日午前９時～午後６時
株式会社ジャパンベビーシッターサービス	03-3423-1251　平日 10 時～16 時まで
特定非営利活動法人フローレンス	03-6811-0905　平日 9 時～18 時まで
株式会社ポピンズシッター	0120-795-501　平日 9 時～18 時まで

※ベビーシッター利用支援事業の認定事業者とは異なります。

利用の流れ

事前に利用約款を必ず確認してください

利用約款はこちらから

１　対象者であることの確認申請をする

「令和８年度ベビーシッターを利用した病児保育に係る検証事業対象者確認申請書」を区に提出してください。電子申請も可能です。

２　「対象者確認書」を受取る

申請から１週間程度で対象者確認書をご自宅宛てに郵送します。

電子申請はこちらから

３　ベビーシッター事業者（認定事業者）と契約する

連絡票①②をベビーシッター事業者（認定事業者）に提出してください。

４　アカウント発行手続きをする

初回の利用予定日の１０開庁日前までに、アカウント発行申請書を区に提出してください。東京都指定の電子申請フォームからも申請できます。

※障害児の場合は身体障害者手帳、愛の手帳など、ひとり親家庭の児童の場合は、ひとり親家庭等医療費受給者証、戸籍謄本など確認書類が必要です。

５　アカウント通知を受取る

公益社団法人全国保育サービス協会から直接送付されます。

６　助成券を発行する

通知されたアカウントを用い専用システムから助成券を発行します。

７　ベビーシッターを申込む

当日利用は午前９時まで、翌日利用は利用前日午後８時までに利用を申込みます。

８　医療機関を受診する

事前受診を原則としますが、同行受診も可能です。代行受診はやむを得ない場合のみ認められます。

９　ベビーシッターを利用する

連絡票③をベビーシッターに渡します。

助成券のコード番号をベビーシッターに伝えます。

利用者負担額をベビーシッター事業者（認定事業者）に支払います。

１０　アンケートを回答する

東京都の検証事業として実施していますので、アンケートの回答は必須です。

：：：